

風水害、地震等の非常変災時の扱いについて

①警報発表時の対応(午前10時まで解除された場合)

午前7時の時点で、大阪府下のいずれかの地域に「暴風警報」「暴風雪警報」もしくは「特別警報(土砂災害を除く)」が発表中(または地震に係る「警戒宣言」が発令中)で、午前10時まで解除された場合は、午前中の授業を中止し、午後の授業を実施する。

その際の時程は以下の通りとする。

13:10~13:20 SHR

13:20~14:10 5限目の授業

14:20~15:10 6限目の授業

15:20~15:30 SHR

②臨時休業の判断(午前10時時点で継続中の場合)

午前10時の時点で、引き続き大阪府下に「暴風警報」「暴風雪警報」もしくは「特別警報(土砂災害を除く)」が発表中、または「警戒宣言」が発令中の場合は、臨時休業とする。

③交通機関の運休および避難指示等への対応

非常変災により、午前7時の時点から午前10時時点の間に、次のいずれかが発生した場合は、午前中の授業を中止し、午後の授業を実施する。(時程は、①の通り)。

1. JR大阪環状線が外回り内回りともに運休した(している)場合

2. 学校所在地(大阪市生野区)において、大阪市(危機管理室)が発令する河川氾濫の警戒レベル3以上(高齢者等避難)が発令された場合。

午前10時の時点で、上記が引き続き継続されている場合は、臨時休業とする。

※なお、別途大阪府教育庁より府立高等学校について休業等の指示がある場合は、その指示通りとします。

※居住地域に「警戒レベル3以上(高齢者等避難)」が発令された場合は、自治体の指示に従うとともに、学校へ一報を入れること。

午前中のみ授業日における 風水害、地震等の非常変災時の扱いについて

①警報発表時の対応（午前10時までに解除された場合）

午前7時の時点で、大阪府下のいずれかの地域に「暴風警報」「暴風雪警報」もしくは「特別警報（土砂災害を除く）」が発表中（または地震に係る「警戒宣言」が発令中）で、午前10時までに解除された場合は、当日の授業はすべて中止とする。

ただし、午前10時までに解除された場合は、午後からの登校を許可します。

②臨時休業の判断（午前10時時点で継続中の場合）

午前10時の時点で、引き続き大阪府下に「暴風警報」「暴風雪警報」もしくは「特別警報（土砂災害を除く）」が発表中、または「警戒宣言」が発令中の場合は、臨時休業とする。

③交通機関の運休および避難指示等への対応

非常変災により、午前7時の時点から午前10時時点の間に、次のいずれかが発生した場合は、当日の授業はすべて中止とする。

1. JR大阪環状線が外回り内回りともに運休した（している）場合
2. 学校所在地（大阪市生野区）において、大阪市（危機管理室）が発令する河川氾濫の警戒レベル3以上（高齢者等避難）が発令された場合。

午前10時の時点で、上記が引き続き継続されている場合は、臨時休業とする。

※午前10時までにこれらが解消された場合は、午後からの登校を許可する。なお、午前10時時点で継続中の場合は、臨時休業とする。

※なお、別途大阪府教育庁より府立高等学校について休業等の指示がある場合は、その指示通りとします。

※居住地域に「警戒レベル3以上（高齢者等避難）」が発令された場合は、自治体の指示に従うとともに、学校へ一報を入れること。